

## 決議案第1号

### 逗子5丁目の生活道路と避難路の確保を求める決議

八幡通りから銀座通りに通り抜けることができる道（逗子5丁目3番43号）が、地権者の意向から通行ができなくなる恐れが生じている。

この道は、人と自転車が通れる程度の幅だが、逗子5丁目の住民だけでなく、多くの市民が数十年間にわたり生活道路として利用し、買物や通勤通学にとっても極めて欠かせない道となっている。

また、当該地の道が閉鎖されてしまった場合、同地域は袋小路となってしまう、道路の出口部分が、地震や火災で塞がれた場合、避難路の確保もできない。

以上のことから、当該地の道はあくまでも地権者の理解のもとで、これまで利用が認められてきた経緯はあるが、引き続き地権者の理解を得て道が確保されるよう、早急に地権者と話し合いを持ち、積極的に取り組むことを求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成27年6月19日

逗子市議会